

学校法人晴陵医療学園 晴陵リハビリテーション学院学校関係者評価委員会会則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人晴陵医療学園 晴陵リハビリテーション学院が、実践的かつ専門的な職業教育を実施するために、自己点検・自己評価を行い、病院、施設等との連携を通じて必要な情報の把握分析し、教育及び学校運営に活かすことを目的に設置する学校関係者評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 学校の自己点検・自己評価を基に外部評価を行う
- (2) 審議内容から改善提案を行う
- (3) 実務に必要な最新の知識・技術・技能の審議
- (4) その他、教育に関連する事項の審議

(委員)

第3条 委員会の委員は学院長および学院長が指名する教職員（学科長、事務長）の他、下記各号に該当するもののうち①または②から1名、③から2名の委員を加えることとする。

- ① 業界全体の動向や地域産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員
- ② 専門分野に関する学会や学術機関の有識者
- ③ 実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

2 委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない

3 補欠の委員の任期は前任者の在任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会の委員長は学院長（学科長、事務長）とし、委員会の会務を総理する

2 委員長に事故のあるときは、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が招集する。

2 委員会の会議は委員総数の過半数の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって行う。

附則 この規則は平成31年1月18日から施行する。